

## 町田市の事前都市復興に関する共同研究基本協定書

町田市（以下「甲」という。）と、東京都公立大学法人（以下「乙」という。）とは、第2条に定める共同研究（以下「本研究」という。）を実施するにあたり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、起こりうる大規模災害を想定し、被災後にできるだけ早急かつ的確な復興を実現していくため、平時から行うべき「事前都市復興」のあるべきかたちを甲及び乙とが協働して本研究を実施することにより、もって地域課題の解決に向けた効果的な取組の開発を目的とする。

### （研究内容）

第2条 本研究において、甲と乙が実施する研究内容は、以下のとおりとする。

- (1) 想定される被災規模の分析に関すること
- (2) 事前都市復興基本方針の策定に関すること
- (3) 市民への意識啓発に関すること
- (4) 地区ごとの都市復興に関すること
- (5) 職員の復興訓練に関すること
- (6) その他、事前都市復興に関して、甲及び乙が必要と認めること

2 本研究の研究内容に変更を要する場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

### （研究期間）

第3条 本研究の期間は、協定締結の日から2028年3月31日までとする。

2 研究期間の変更または更新については、甲、乙協議して定めるものとする。

### （研究の実施場所）

第4条 本研究の実施場所は、町田市全域及び乙の東京都立大学南大沢キャンパス内とする。

### （推進体制）

第5条 甲及び乙は、本研究の推進にあたり緊密に連絡・連携を図るとともに、研究内容に応じた役割分担、研究スケジュール等については別途協議して定め、研究に要する経費が生じる場合には、別途甲から乙に委託する契約の締結により推進するものとする。

## 別紙2 協定書【参考】

### (研究の休止及び中止)

第6条 本研究の実施により、甲の業務に重大な影響がある等、特別な理由があると判断した場合においては、甲は、乙に対し本研究を休止し、又は中止させることができる。

2 乙から本研究の休止又は中止について申し出があり、甲、乙協議の上、その理由がやむを得ないと判断される場合においては、乙は、本研究を休止し、又は中止することができる。

### (知的財産の取扱い)

第7条 本研究の結果生じた発明、考案及び創作等の知的財産の取扱いについては、当該知的財産を生じた状況を勘案して甲乙協議の上これを決定する。

### (秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本研究に関し、相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た相手方の技術上又は業務上の情報（秘密である旨を表示したものとす。以下「秘密情報」という。）については、相手方の事前の承諾なしに、これを第三者に開示し、又は漏らしてはならない。ただし、次の情報については、この限りではない。

- (1) 相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た時に、既に自己が保有していたもの
- (2) 相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た時に、既に公知となっていたもの
- (3) 相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た後に、自己の責めによらずに公知となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく、適法に取得したもの
- (5) 相手方から開示又は提供を受けた秘密情報によることなく、独自に開発し、又は取得したもの

2 甲及び乙は、本研究以外の目的のために秘密情報を使用してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承認を得たときは、この限りではない。

### (その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

別紙2 協定書【参考】

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名、押印し、それぞれ1通保有する。

2022年12月26日

甲 東京都町田市森野二丁目2番22号  
町田市  
市長 石坂 丈一

乙 東京都八王子市南大沢一丁目1番地  
東京都公立大学法人  
産学公連携センター長 加藤 英典